

# 琉球大学学術リポジトリ

## 教育法規改正にみる「愛国心教育」

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2010-04-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 洋 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/16508">http://hdl.handle.net/20.500.12000/16508</a>

# 教育法規改正にみる「愛国心教育」

田中 洋\*

Patriotism in the Revision of the Educational Laws

TANAKA HIROSHI\*

## はじめに

2006（平成18）年12月15日に教育基本法が改正された。戦後の民主的教育を支えてきた教育基本法が、1947（昭和22）年の制定以来、初めてしかも全面的に改正されたことによる影響は、急激ではないが、徐々に教育の様々な面に及んできているように感じられる。まず第1に、2007（平成19）年6月には、学校教育の基本的枠組みを規定している学校教育法を始めとするいわゆる教育三法<sup>\*1</sup>が改正された。さらに、学習指導要領の改訂が行われ、2008（平成20）年3月には、幼稚園・小学校・中学校について、翌2009（平成21）年3月には、高等学校及び特別支援学校について、それぞれ新しい学習指導要領が告示された。その他関連した法規についても、少なくない改正が行われている。

もちろん、教育基本法の改正をめぐるのは、様々な問題点が指摘され、賛否両論の対立が見られた。その中でも、最も大きな争点となったのが、いわゆる「愛国心教育」を条項化することに関する対立である。現在の規範意識の低下を嘆き、学校における道徳教育の強化を求める政府与党（当時）は、「愛国心教育」を教育基本法に明記することを主張したが、それに対しては、戦前の教育への回帰となることを懸念する声も大きかった。与党内でも対立があり、結局、条文としては「国を愛する態度」という表現に落ち着いたようである。

もっとも、その議論は必ずしもかみあわず、特

に国会における論戦は、残念ながら低調であったため<sup>\*2</sup>、「国を愛する態度」というものがどのようなものであるのか、その内容はよくわからないままである。そもそも、争点となっている「愛国心教育」というものが、いったい如何なるものなのか、我々は、明確な答えを有していないのではないか。ただ、それぞれが抱く「愛国心教育」のイメージによって、賛否を判断している傾向があるのではないだろうか。それが一因となり、「愛国心教育」を国民的に議論するせっかくの機会であったにもかかわらず、議論はかみ合わないまま教育基本法の改正が行われてしまったのではないであろうか。

そこで本稿では、「愛国心教育」とは何か、ということの一つの視点から眺めてみたい。即ち、学校教育ではどのように「愛国心教育」が行われるように定められているのか、ということについて、旧規定から新規定への変化を概観することによって、「愛国心教育」の内容について考える一助としたい。その際、教育基本法、学校教育法、及び学習指導要領について、検討を行うこととする。

ただし、ここでは主として、もっとも影響が大きいと考えられる義務教育に限定する。

## 1. 教育基本法における「愛国心教育」

旧教育基本法は、全文わずか11条から成り、その内容も、教育に関わるもっとも基本的な原理・

\* 琉球大学教育学部社会科教育講座

原則を定めた法である。そのため、一般的・抽象的条文がほとんどであり、直接、「愛国心教育」について規定したものはない。その中で、教育の目的を定めた第1条と、政治教育について規定した第8条が、「愛国心教育」に関連するものと考えられる。

#### 第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 第8条（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第1条では、教育の目的を「人格の完成」とし、その具体的な人格として、「平和的な国家及び社会の形成者」及び「真理・正義・個人の価値・勤労・責任・自主的精神」に価値を置く「心身ともに健康な国民」を想定している。これ以外の価値については、特に触れられていないが、「国民」と明記していることは、「愛国心教育」を考える上では重要であろう。

第8条の政治教育についても、第1項で「良識ある公民たるに必要な政治的教養」の尊重を定めるが、その内容については、必ずしも明らかではない。ただし、第2項で「特定政党を支持又は反対するための政治教育その他政治的活動」を禁止しているため、「愛国心教育」の名の下に、これに該当するような教育を行うことは許されないことになる。

以上のように、旧教育基本法においては、「愛国心教育」に関して、価値的にはほとんど開かれていたと考えられる。

これに対して、2006年末に改正された教育基本法では、「愛国心教育」に関わって、次のように定める。

#### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### 〔略〕

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （義務教育）

#### 第5条〔略〕

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

第1条は、旧法とほぼ同様に教育の究極的な目的を定める。旧法との大きな違いは、第2条において、教育の目標を具体的に列挙した点であり、その中で、「愛国心教育」に関わっては、第5条が「我が国を愛する態度を養うこと」を目標の一つとして明記した点が重要である。さらに、第5条第2項において、旧法には規定されていなかった義務教育の目標を定め、個人の能力の伸長と自立的基礎及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」が規定されたという点も特徴的である。

このように、旧法に比べて、改正法は、義務教育段階における国家の形成者の基礎としての資質を養成することに、強い力点を置いているように読み取ることも可能であろう。

## 2. 学校教育法における「愛国心教育」

学校教育法は、学校教育制度の基本的枠組みを定めた法である。その旧法では、小学校、中学校

及び高等学校の教育目標を、次のように定めていた。

#### 第18条（小学校教育の目標）

[略]

2 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。

[略]

#### 第36条（中学校教育の目標）

[略]

1 小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

[略]

#### 第42条（高等学校教育の目標）

[略]

1 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

[略]

初等教育段階で、「郷土及び国家の現状と伝統」を正しく理解することは、「愛国心教育」であると確かにいえるであろう。さらに、「国際協調の精神を養うこと」も、自国を愛することが、他国を尊重することにつながるという論理からすれば、「愛国心教育」に含まれるといえよう。

それを受けて、中学校及び高等学校の中等教育段階では、「国家・社会の形成者として必要な資質を養うこと」を、教育の目標として掲げる。「国家及び社会の形成者」という言葉は、教育基本法第1条からそのまま引いたものであり、この語句のみからは、「国家の形成者」という点が、「愛国心教育」につながるのではないかという漠然とした関連しか読み取れない。しかし、「小学校における教育の目標をなお充分に達成して」、「中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて」と述べて、それぞれ前学校種の成果を引き継ぐこととしているため、小学校の教育目標である「郷土及び国家の現状と伝統」の「正しい理解」や、「国際協調の精神を養うこと」は、当然、中

学、高校でも発展的に追求されなければならないはずである。

もっとも、「郷土及び国家の現状と伝統」や「国際協調の精神」が、具体的にどのような内容を持つべきであるのか、については、教育基本法同様、定かではなく開かれたままであった。したがって、学校教育の教育課程を具体的に定めている学習指導要領が、「愛国心教育」の内容を考察するうえでは、たいへん重要な意味を有していたはずである。

それに対して、2007（平成19）年6月に改正された学校教育法では、改正教育基本法の理念を受けて、新たに義務教育の目標を定め、その第3号において、「愛国心教育」に関連して次のように規定している。

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

[略]

3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[略]

これは、ほぼ教育基本法の第2条第5号と同様の規定であり、改めて「我が国を愛する態度を養うこと」が、義務教育の目標の一つであることが確認されている。このように、これまで法律レベルでは見られなかった「我が国を愛する態度」とは、いったいいかなるものであり、それを「養う」とは、具体的にどうすることなのか、については大いに議論の余地があろう。その争いはひとまずおくとしても、旧法に比べて、「国家への愛」というものを、より強く意識した教育が行われるべきとされていることは想像に難くない。

### 3. 学習指導要領における「愛国心教育」

学習指導要領を、「愛国心教育」という観点から概観すると、道徳と社会科がその中心的役割を担っていると考えられる。そこで、主にこの2つについて、検討してみたい。

#### (1) 小学校学習指導要領

旧小学校学習指導要領では、道徳について、総則の一部と併せて、次のように規定していた。

#### 第1章 総則

##### 第1 教育課程編成の一般方針

[略]

2・・・

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

#### 第3章 道徳

[略]

##### 第2 内容

[略]

[第3学年及び第4学年]

[略]

4 主として集団や社会でのかかわりに関すること。

[略]

(5) 郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心をもつ。

(6) 我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心を持つとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

[第5学年及び第6学年]

[略]

4 主として集団や社会でのかかわりに関すること。

[略]

(7) 郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。

(8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

道徳教育の目標として、教育基本法と学校教育法の「教育の根本精神」に基づき、「未来を拓く主体性のある日本人を育成する」「基盤としての道徳性を養うこと」を掲げる。そのために、「郷土や我が国の文化と伝統を大切に」することによって、「郷土や国を愛する心をもつ」ような教育を、3年生以降で行うとしている。さらに、5、6年生では、「日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める」ことが、内容に加わっている。

ここにおいて初めて、「国を愛する心」を教育することが明記されている。その方法としては、伝統や文化に親しみ大切にすること、先人の努力を知ること、そして、外国の人々や文化にも同様に親しみ大切にすることによって、日本人としての自覚をもつこと、以上が求められることになる。教育基本法や学校教育法に比べると、「愛国心教育」としてきわめて具体的な内容が、規定されている。もっとも、それでもまだ一般的すぎるという意見もあろうが、それは、学習指導要領そのものの性格から、これ以上の詳細な規定は、問題が多いと考えるべきであろう。

これに対して、新学習指導要領では、道徳教育の目標について次のように定める。

#### 第1章 総則

##### 第1 教育課程編成の一般方針

[略]

2・・・

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際

社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。(注：傍線筆者)

### 第3章 道徳

[略]

#### 第2 内容

[略]

[第3学年及び第4学年]

[略]

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

[略]

(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。

(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

[第5学年及び第6学年]

[略]

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

[略]

(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。

(8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

旧規定とほとんど変わらないように見える。しかし、傍線を引いた部分が、新たに加わった箇所であり、改正された教育基本法及び学校教育法の影響であることは明らかである。これまでには規定されていなかった、「伝統と文化を尊重し」、「我が国を愛し」、「公共の精神を尊ぶ」、日本人を育成する基盤としての道徳性を養うことが求められるため、旧規定以上に、養うべき道徳性の内容に限定が課されているといえよう。

もっとも、道徳で学習すべき具体的な内容については、規定上は何ら変化はない。これを以て、新学習指導要領でも、道徳の内容に変化はないともいえるようであるが、やはり総則部分での変化に

ついては、意識せざるを得ないであろう。

次に、社会科について見てみたい。旧規定について、「愛国心教育」に関連するものは次の通りである。

### 第2章 各教科

#### 第2節 社会

##### 第1 目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

##### 第2 各学年の目標及び内容

[第3学年及び第4学年]

###### 1 目標

[略]

(2) …地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。

[略]

###### 3 内容の取扱い

[略]

(5) [略]

イ …我が国や外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

[第5学年]

###### 1 目標

[略]

(2) …国土に対する愛情を育てるようにする。

[略]

###### 3 内容の取扱い

[略]

(6) [略]

ア …我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

[略]

[第6学年]

###### 1 目標

(1) …我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。

[略]

3 内容の取扱い

[略]

(3) [略]

エ …我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること。

まず、社会科の目標として、「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て」ること、そして、「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」こと、を定める。後者は、教育基本法及び学校教育法を受けた言葉である。特に注目すべきは前者であり、道德教育の内容の一つである「郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ」ことと、ほぼ同一であるといえよう。これにより、「愛国心教育」という点からみれば、道德と社会科は同様の責任を負っていることがわかる。

これを受けて、各学年の目標及び内容では、さらに具体的な規定が置かれている。即ち、目標の一つとして、発達段階に応じ、3、4年生で「地域社会」への愛情、5年生で「国土」への愛情、そして、6年生で最終的には「国を愛する心情」の育成を掲げているのである。その際に、国旗や国歌の取扱いが述べられており、国家には国旗があることの理解と、それを尊重する態度の育成への配慮が求められている\*<sup>3</sup>。そして、6年生で「我が国の国旗と国歌の意義」の理解、尊重する態度の育成、そして、外国の国旗・国歌に対する同様の態度の育成への配慮が、目標と同様、最終的には求められているのである。

国旗・国歌については、常に「愛国心教育」との関係で問題となることが多い。旧学習指導要領では、社会科の他、次の2カ所に規定がある。

## 第6節 音楽

[略]

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取

扱い

1 指導計画の作成に当たっては次の事項に配慮するものとする。

[略]

(3) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても指導すること。

## 第4章 特別活動

[略]

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

[略]

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

音楽では、すべての学年で国歌「君が代」の指導を定めている。この指導を、現実的なものとしているのが、おそらく、特別活動の章中で、入学式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導を規定した、いわゆる「国旗国歌条項」であろう。国歌を式典等で歌うからこそ、音楽の授業で練習しておく必要があることになる。実際、入学式及び卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施率は、ほぼ100%であるが\*<sup>4</sup>、一方、主に式典での国歌斉唱の際に起立を拒否した教員に対する処分をめぐって、訴訟にまで発展している事例が少なからずあることもまた、周知の事実である\*<sup>5</sup>。

これに対して、新規定でも、規定順等に若干の違いはあるものの、規定の内容については、すべて同様であり、変化は見られない。それは、国旗・国歌に関する音楽や特別活動の規定についても同様である。

(2) 中学校学習指導要領

旧規定では、道德について、小学校学習指導要領と全く同一の目標が、同じく総則の中に規定されたうえで、次のような内容が「愛国心教育」に関連して掲げられていた。新規定でも、規定に変化はなく、旧規定と同様となっている。

## 第3章 道德

第2 内容

[略]

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

[略]

(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

ここでは、小学校の道徳の内容をさらに深めて、同様に「日本人としての自覚をもって国を愛」することを内容としている。それと同時に、発達段階に合わせて、「国家の発展に努める」こと、及び「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する」ことを明記していることも特徴的である。

また、「世界の中の日本人としての自覚」により、「世界の平和と人類の幸福に貢献する」ことまで、その内容を発展・拡大している。すなわち、「日本人としての自覚」→「国への愛」→「世界の平和と人類の幸福」という図式により、内なる愛国心と人類愛とが繋がっているものと考えられているわけである。

なお、特別活動の章では、小学校と同じく「国旗国歌条項」が規定されている。

では、社会科については、どのような規定となっているであろうか。旧規定では、社会科全体の目標が掲げられた後に、小学校とは異なり、学年毎ではなく、地理・歴史・公民の各分野毎に目標及び内容が、次のように規定されていた。

## 第2章 各教科

### 第2節 社会

#### 第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な

公民的資質の基礎を養う。

## 第2 各分野の目標及び内容

### [地理的分野]

#### 1 目標

(1) …我が国の国土に対する認識を養う。

[略]

### [歴史的分野]

#### 1 目標

(1) …我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。

[略]

### [公民的分野]

#### 1 目標

[略]

(3) …自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

[略]

#### 3 内容の取扱い

[略]

(4) [略]

ウ [略]

(イ)「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。[略]

(ウ)「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

[略]

まず社会科の目標として、「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め」ることを規定し、そのうえで、「国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質」を養うこととする。これは、小学校社会科の目標と同様であるが、生徒の発達段階に対応して、より高度な目標となっていることは当然であろう。

次に各分野について見ることにする。地理的分野においては、特に愛国心教育に直接関わるような規定はなく、目標として、「我が国の国土に対する認識を養う」こととする程度である。歴史的

分野においては、それよりも踏み込んだ目標を掲げており、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」と規定し、歴史への愛情から国民としての自覚を喚起・発展させることを目指している。

さらに、公民的分野において、端的に愛国心の涵養が目標とされることになる。すなわち、「自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる」ことが、目標の一つとして掲げられている。それを受けて、具体的な内容の取扱いにおいては、国際社会における主権国家の併存という現実とそのルールを理解させる中で、「世界平和の実現」について取り扱うとともに、「国家間の相互の主権の尊重と協力」を扱う中で、「国旗及び国歌の意義」及び「それらを尊重する態度を育てる」こととされる。ここにおいて、「国旗及び国歌」を尊重する態度の育成が、まさに愛国心教育の具体的な内容として提示されることになる。

新规定においても、規定の順序等が異なる箇所が若干見られることを除けば、規定の内容に変化は無く、規定上はほぼ同様と言ってよい。

そこで問題は、この学習指導要領の意図するところが、どのように具体化されるのかということである。ここでいう具体化とは、現実的には2つのレベルがある\*6。第1段階は、教科書レベルであり、教科書の記述が学習指導要領をどの程度、忠実に反映しているのかということである。第2段階は、教室における教師の授業レベルである。すなわち、教師は、教科書の使用が義務づけられているが\*7、その使用方法は、教科書の記述に一言一句忠実な先生から、ほとんど教科書には頼らない先生まで千差万別である。そうである以上、「愛国心教育」がどのように行われているのかについて検討するためには、その2つのレベルをそれぞれ検討する必要があるが、ここでは、第1段階である教科書レベルについてのみ、簡単に見てみたい。

#### 4. 教科書の記述

上述したように、学習指導要領において、愛国心教育の内容がもっとも端的に規定されているの

は、中学校社会科の公民的分野である。その中でも、「国旗及び国歌の意義」について取り扱っている箇所、及び国家間で係争中の「領土問題」に関する記述が、もっとも参考になると考えられる。そこで、この2ヶ所に限定して、現行の教科書の記述がどのようになっているのか、検討してみた。なお、中学校社会科の公民的分野について、教科書を発行している出版社は全部で8社であり、各社1種類のみが発行である\*8。

##### (1) 国旗・国歌

国旗・国歌の取扱いについては、以下のようになっている。

- ア) 特集を含む3ページ 1社
- イ) 1項目 2社
- ウ) 準項目 2社
- エ) 「国家主権」の項目中+註で国旗・国歌法に触れる 2社
- オ) 「国家主権」の項目中+写真解説で触れる 1社

このように、国旗・国歌の扱いは、特集を含む3ページで扱った1社は別として、「国旗・国歌」そのものを1項目もしくは欄外のような準項目として記述している教科書を含めても4社であり、8社中3社は、「国旗・国歌」を項目としてさえ設けていない状況である。この数字から判断すれば、学習指導要領の意図するところは、必ずしも教科書レベルでは実現しているとはいえないであろう。

##### (2) 領土問題

次に領土問題の記述であるが、現在、日本が抱える未解決の領土問題としては、ロシアとの北方領土問題、韓国との竹島問題、中国との尖閣諸島問題、以上の3つがあげられる。これらの問題について、8社の教科書には、以下のような取扱いの差異が見られる\*9。

- ア) 北方領土+竹島+尖閣諸島 3社
- イ) 北方領土のみ 3社
- ウ) 「平和主義」の中で、北方領土のみ 2社

領土問題として、もっとも「有名な」北方領土については、全ての教科書がとりあげている。ただし、2社については、必ずしも学習指導要領が取扱いを予定している箇所ではなく、他の「平和主義」を扱う記述の中で、触れられていた。

一方、竹島と尖閣諸島については、どちらか一方のみを取り扱う教科書は見られず、北方領土と合わせて、3つの領土問題すべてを取りあげている教科書が3社あるにすぎない\*<sup>11</sup>。中学生の知識としては、北方領土問題以外は、いささか細かすぎると判断が、教科書執筆者の大勢であるのかもしれない。

このように見ると、学習指導要領によって教育課程基準をいくら拘束してみたところで、その内容を教科書に忠実に反映させることができるわけではないということが、よくわかるであろう。教科書検定制度によって、そのぶれを一定の幅の中に収めることができるはずの教科書においてさえ、現実には、その内容にかなりの差が生じている。まして、逐一監視することなど不可能な教室の授業においては、その内容が様々なものとならざるをえないことは想像に難くない。

## 5. 愛国心教育の行方

教育基本法の改正を始めとする教育関連法規の改定について概観したが、学習指導要領の規定には、それほど変化が見られなかったというのが実状である。もっとも、上述したように、教育基本法→学校教育法→学習指導要領→教科書へと、必ずしもその内容が直線的に忠実に反映されるものではない。しかし、これらの法規等が連関して、上位規範から下位規範へと一定の方向へ枠づけられるものであることもまた確かである。

そこで、新学習指導要領に基づく「愛国心教育」について、いかなる方向へと進むのか、その行方を占ってみたい。

前述したように、すでに旧学習指導要領において、改正教育基本法や改正学校教育法が規定する「我が国を愛する態度」に相当する内容が存在していた。すなわち、小中学校の道徳や、小学校社会科及び中学校社会科公民的分野に見られる「国を愛する心」という内容であり、まさに「愛国心」

そのものである。

この改正について、学習指導要領によってすでに教育現場では定着した「愛国心教育」を、法律のレベルで確認したものととらえるべきであろうか。それとも、旧学習指導要領の内容が、必ずしも教室の授業では反映されていなかったからこそ、法律によって「愛国心教育」の強化を意図したものと考えるべきであろうか。

前者であれば、細部に様々な見直しがあっても、「愛国心教育」の本質は、新学習指導要領の下でもほとんど変更はないであろう。一方、後者のように考えるならば、旧学習指導要領の時よりも、教育現場では「愛国心教育」をより発展させた内容へ変化することが求められるはずである。

少なくとも新学習指導要領の規定そのものを見る限りは、「愛国心教育」については、旧規定とほとんど変わっていない。そのことから判断すれば、今回の改正は、すでに学校教育では定着した「愛国心教育」を、法律レベルで確認したに過ぎないといえるのではなかろうか。

もっとも、教室で行われる授業内容を大きく規定する教科書については、現在、新学習指導要領に基づく編集作業が進行中であり、その全貌が明らかになった頃、新しい「愛国心教育」の内容がより明確になってくるはずである。そして、何よりもそれぞれの教室でどのような「愛国心教育」が行われるのか、改めて注視する必要があることを銘記しておきたい。

\*1 ここで教育三法とは、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法であるが、教育職員免許法に関連して教育公務員特例法も一部改正された。

\*2 特に、改正反対の動きが、国民全体の中で大きくならなかったことに対しては、詳細な分析が必要であろう。例えば、坂田仰「改正教育基本法の成立と課題」『法学教室No.320』（2007）、小国喜弘『戦後教育の中の〈国民〉』（吉川弘文館（2007）参照。

\*3 ただし、地域社会を扱う3年生では、「人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかわり」という内容との関連で、「外国には国旗があることを理解させ」としている。市町村や

都道府県と外国との結びつきの中で国旗まで理解させようというのは、不自然であり、いささか無理矢理の感を免れない。

- \* 4 少し古いデータであるが、公立小・中・高等学校における国旗掲揚率は、2001（平成13）年度卒業式及び2002（平成14）年度入学式ともに、小・中・高それぞれ99.9%、99.9%、100%であり、同じく国歌斉唱率は、2001（平成13）年度卒業式が、小・中・高それぞれ99.3%、99.2%、99.8%、2002（平成14）年度入学式が、小・中・高それぞれ99.2%、99.3%、99.8%であった（文部科学省初等中等教育局長通知「学校における国旗及び国歌に関する指導について」（14文科初第540号））。
- \* 5 公立小学校の入学式で、「君が代」ピアノ伴奏を拒否した教諭が、戒告処分の取消を求めた訴訟で、最高裁判所は、教諭の上告を棄却している（最高裁判所2007年2月27日判決・民集61巻1号291頁）。
- \* 6 学習指導要領から直接、授業を構想することももちろん可能であるが、日々の授業では、ほとんどの教師が、学習指導要領を見ることはなく、むしろ教科書を中心に日常的な指導案を組み立てているのが現実であろう。そう考えれば、ここで2つのレベルを設定することは、「現実的」である。
- \* 7 学校教育法第34条第1項、第49条、第62条、第70条、第82条参照。
- \* 8 旧大阪書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、東京書籍、日本書籍新社、日本文教出版、扶桑社、以上8社（50音順）である。ただし、2009年4月から、日本文教出版が旧大阪書籍を引き継いでいるため、現在は7社で、日本文教出版のみ2種類発行となっているが、内容はそれぞれ変わっていない。
- \* 9 同じ領土問題を扱うページで、上記3つの領土問題とは別に、国境を守る重要性を示す事例として、沖ノ鳥島をとりあげている教科書が4社あった。
- \* 10 この3社の教科書では、すべて地図上で領土問題それぞれの位置が示されている点が共通している。